

議案第 24 号

市管理施設の損壊による建築物破損事故に関する和解及び損害賠償の額を決定するについて

市は、市管理施設の損壊による建築物破損事故に関し、次のとおり和解し、その損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 16 日提出

宇治市長 松村淳子

1 和解の相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 和解の趣旨

市は、市管理施設の損壊による建築物破損事故により生じた損害の賠償金として、上記の者に対し、次項の損害賠償額を支払い、上記の者はこれをもって、本件事故に関し他に何らの請求権のないことを確認し、円満解決する旨を内容とする示談契約を締結する。

3 損害賠償の額

3, 502, 532 円

(提案理由)

市管理施設の損壊による建築物破損事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を決定するため、提案するものであります。